

議案第 13 号

印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

印西市長 板倉 正直

印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

印西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 1 号」を「利用している同号」に、「保育施設の法第 19 条第 1 号」を「保育施設の同号」に改め、同条第 3 項中「利用している法第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「利用している同条第 2 号又は第 3 号」に、「保育施設の法第 19 条第 2 号又は第 3 号」を「保育施設の同条第 2 号又は第 3 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 23 条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 35 条第 2 項中「利用している法第 19 条第 2 号」を「利用している同条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「)」と、法第 19 条第 1 号」を「)」と、同号」に、「法第 19 条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「法

第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削る。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「と、「法第19条第1号」を「と、「同号」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、」の次に、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第37条第1項中「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第42条第6項中「前項本文」を「第1項本文」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「前各項」を「前4項」に改める。

第53条第2項各号列記以外の部分中「(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。